

令和2年8月13日

「森林整備保全事業における工事一時中止に係るガイドライン」について

森林整備保全事業における工事一時中止に係るガイドラインについては、県土整備部策定「三重県工事一時中止に係るガイドライン（平成29年7月）」を適用することとしておりますが、別表－1については下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 「三重県工事一時中止に係るガイドライン」における別表－1の取扱いは下記のとおりとする。

- (1) 令和2年8月12日以前の起案に係る工事  
別紙 別表Aを適用する。
- (2) 令和2年8月13日以降の起案に係る工事  
別紙 別表Bを適用する。

ただし、令和2年8月12日以前の起案に係る工事であっても令和2年版治山林道必携に基づく積算を行っている工事については、別表Bを適用することができる。